

志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画（次条において「計画」という。）を推進するため、志布志市地域福祉計画・地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画の進捗状況及び評価
- (2) 地域及び行政、社会福祉協議会の現状把握
- (3) 計画に関する各種検討
- (4) 次期計画の策定に関する提言
- (5) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから組織し、市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 障害者団体
- (2) 老人クラブ連合会
- (3) 民生委員・児童委員連絡協議会連合会
- (4) 医療施設の職員
- (5) 保育事業者等連絡協議会
- (6) 地区社会福祉協議会
- (7) 企業・ボランティア及び市民団体関係者
- (8) 学校教育関係者
- (9) その他市社会福祉協議会会長が適当と認める者

2 委員に交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提携)

第6条 市社会福祉協議会は、志布志市と提携し、地域福祉活動計画又は地区別地域福祉活動計画の推進にあたり、事務を協働する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。